

「小田原の地魚愛用店」募集要領

1 目的

小田原の地魚を積極的に取り扱う店舗を「小田原の地魚愛用店」として登録し、広く市内外にPRすることで、「小田原の地魚」を買って、味わってもらふ機会を増やし、認知度の向上と消費拡大を推進します。

2 実施主体

小田原の魚ブランド化・消費拡大協議会（以下、「協議会」という）を実施主体とします。

3 「小田原の地魚」の定義

- (1) 「小田原の地魚」とは、小田原市公設水産地方卸売市場（以下「小田原の魚市場」という）で取引される地魚（魚、その他水産動物、海藻類を含む）を指します。
- (2) 水産加工品については、前項の地魚を主原料とする製品を指します。

4 登録基準

次に掲げる要件をすべて満たすものが登録を行うことができます。

- (1) この活動の目的に賛同し、小田原の地魚を、可能な限り広く年間を通じて取り扱うこと。
- (2) 小田原の魚市場に登録されている買受人又はその荷を扱っている者であること。
- (3) 販売・使用している地魚が地場産であることや、その魅力を消費者に積極的にPRすること。
- (4) 今後も、地魚の販売・使用を増やす意欲があること。
- (5) 登録承認証と登録幟等を店舗に掲げること。
- (6) 協議会への店舗関係情報の提供と、広報宣伝に協力すること。
- (7) 登録料等の費用負担に協力すること。

5 登録の対象

- (1) 飲食業、鮮魚販売業、水産加工品販売業又は宿泊業を営み、「4 登録基準」を満たす店舗とします。なお、複数の店舗を有する場合には、原則として各個別の店舗を対象とします。
- (2) 所在地は、小田原市内・市外を問いません。

6 登録の申請

- (1) 「小田原の地魚愛用店」の登録を受けようとする店舗（以下、「登録店」という）の代表者は、「小田原の地魚愛用店登録申込書」（別紙様式。以下「申込書」という。）に登録料（7の（4）に記載）を添えて協議会に提出するものとします。
- (2) 申請は随時受け付けます。

7 登録の決定

- (1) 協議会は、申込書の提出を受けた場合には、登録基準に基づき登録の可否を決定します。
- (2) 登録基準に適合すると認めるときは、協議会会長は整理番号を付してこれを登録し、店舗に対し登録承認証及び登録幟等を交付します。
- (3) 協議会は、前項の登録承認証及び登録幟等を交付します。なお、初回に限り無料交付し、2回目以降は登録店の実費負担とします。
- (4) 登録料は、1,500円とします。

8 登録証及びペナントの掲示

登録店では、来場者の見やすい個所に登録承認証及び登録幟等を掲示するものとします。

9 登録の有効期間

登録の有効期間は、登録した日から起算して翌年度の年度末までとします。

10 登録の更新

- (1) 登録店が登録期間終了後引き続き登録を受けようとする場合は、登録期間満了前に、更新料を添えて申請書を提出し、確認を受けるものとします。
- (2) 前項の規定により更新される登録期間は、当該登録期間の終了する日の翌日から起算して2年間とします。
- (3) 更新料は1,500円とします。
- (4) 更新後の登録番号は、更新前と同じ番号を用いるものとします。

11 登録事項の変更

登録店は、申込書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに変更内容を届け出るものとします。

12 登録の辞退

登録店が廃業等によりその営業を終了した場合、または登録の辞退を希望する場合は、速やかに協議会に届け出るものとします。

13 登録店の責務

- (1) 登録店は、この要領を遵守しなければなりません。
- (2) 登録店は、登録証の使用により問題が生じた場合は、その責任においてこれを解決するものとします。
- (3) 登録店には、可能な限り「小田原の地魚」のPRや消費拡大の取組を行っていただきます。

1 4 登録の取り消し

協議会会長は、登録店が次のいずれかに該当するときは、協議会の審査を経て登録を取り消すこととなります。

- (1) 登録店が、登録基準に適合しなくなると認められるとき。
- (2) 登録店から登録の取り消しの要望があったとき。
- (3) その他登録を取り消すべく重大な事由が生じたとき。

2 前項の規程により、登録店でなくなった場合は、登録証及び登録幟等を返還するものとします。

1 5 協議会の役割

協議会は、協議会HP、イベント、その他の方法により積極的に「小田原の地魚」及び「小田原の地魚愛用店」のPRを行います。

附則

この要綱は、平成26年3月28日から施行する。

<登録幟>

